

## 里庄町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年10月12日（水）午後2時00分から午後3時00分
2. 開催場所 里庄町役場 庁舎 2階 第2会議室
3. 出席委員 11人

### 出席委員及び欠席委員の番号、氏名

職名	番号	氏名	出欠の別	職名	番号	氏名	出欠の別
委員	1	岡村 咲津紀	欠	委員	8	原田 敬造	出
〃	2	高田 卓司	出	〃	9	平野 耕平	〃
〃	3	高田 光國	〃	会長職務代理者	10	吉田 龍平	〃
会長	5	田邊 忠宏	〃	推進委員	1	小野 敏輝	〃
委員	6	辻田 樫市	〃	〃	2	佐藤 新介	〃
〃	7	仁科 義弘	〃	〃	3	徳永 一憲	〃

4. 欠席委員 1人

### 5. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 会議書記の指名
- 第3 議案第17号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見及び許可の承認について
- 第4 議案第18号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について（利用権貸借）

## 6. 会議の概要

議長

ただ今から令和4年第10回総会を開会いたします。

本日の出席委員は農業委員8名、推進委員3名の計11名であり、総会開催の定足数に達しており、総会は成立しております。

議事日程第1の議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただいてご異議ありませんか。

(異議なし)

それでは、9番平野耕平委員、10番吉田龍平委員をお願いいたします。議事日程第2の会議書記の指名を行います。

本日の会議書記には農業委員会事務局職員の●●氏を指名いたします。それでは議事に入ります。

今回上程されています議案第17号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見及び許可の承認について、事務局より説明をお願いします。

事務局

それでは、議案第17号、整理番号21についてご説明いたします。

本件は、農地の使用目的の変更及び所有権移転、及び使用貸借に係る農地法第5条に基づく申請でございます。

譲受人●●●●さん外1名、譲渡人●●●●さんです。

申請地は農業振興地域内の白地区域にあり、1筆、地目は畑、面積は356㎡です。

今回、譲受人の●●さんが個人住宅の建築を目的に申請が行われました。

議長

事務局からの説明が終わりました。

現地調査の結果について、●番●●●●委員よりご報告します。

●番

申請地は●●分館に位置し、現在、耕作されていない状況です。

隣接地への被害防除計画の内容ですが、土砂等の流出については、すでに一定程度、土地があがっており、隣接地とおなじ高さになっており、土砂が流出しないようになっています。

雨水については、水路を設け、既存水路へ接続します。

生活排水については、公共下水道へ接続し、処理する予定です。

近隣農地への日照及び通風の影響については、一般的な住宅ですので、影響はないと判断します。

以上です。

議長

農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、説明して下さい。

事務局

農地の区分は、第3種農地と判断しております。

転用目的は、個人住宅の建築であり、適当であると考えます。

資力及び信用についてですが、申請者は過去に違反転用を行ったことは

なく、また、必要な資金額についても適当であると考えます。

転用行為の妨げとなる小作権等の権利を有する者の有無でございますが、農地基本台帳を確認しても小作人等はいないため、存在しないと判断します。

許可を受けた後、遅滞なく、申請に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、申請者から聴取した結果、許可後速やかに施工したいとの事であり、問題ないと考えております。

申請に係る事業の施行に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分を必要とする場合においては、これらの処分がなされなかった時又は処分の見込みがない場合は許可しないことになっていますが、これらの案件は該当しないと考えております。

申請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的からみて適正と認められない場合は、許可しないことになっていますが、本件は申請書等の内容を確認したところ適正であると考えております。

転用が周辺の農地に係る営農条件に支障を及ぼすおそれがある場合には許可しないこととなっておりますが、本件は特に支障がないと判断します。

また、今回の転用は、集団農地の分断には当たらないと判断します。

以上です。

議 長 　　ただ今の整理番号21の案件に関し、事務局説明及び現地調査報告について、ご質問、ご意見等ございますか。

● 番 参考までに、何も植えていないと、税金は宅地並みになっているのか。  
事務局 資料がないので分かりません。

● 番 田んぼに車が置いていないか、100㎡以上の畑が宅地として使われていないか、税務が調査をしていると聞いた。

議 長 事務局から税務へ確認して、次回の農業委員会で報告してください。

その他質問、ご意見等ございませんか。

(質問、意見なし)

整理番号21について、許可することに賛成の農業委員の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員賛成でございますので、整理番号21は許可と決定します。

続きまして、今回上程されています議案第18号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第18号についてご説明いたします。

整理番号は、22でございます。

里庄町長より令和4年10月12日付けで農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認を求められています。

畑が1筆で、面積は79㎡です。

設定を受ける者は、●●●●さんです。

設定をおこなう者は、●●●●代表相続人●●●●さんです。

この計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である、①農用地利用集積計画の内容が農業経営基盤強化促進法の規定に基づき町が定める基本構想に適合するものであること、②利用権の設定を受けた者は、耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてを効率的に利用して、耕作又は養畜の事業をおこなうと認められること、③耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められることなど、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件は満たされていると考えますので、特に支障はないと思われま。

議 長

ただ今の事務局説明について、質問、意見等ございませんか。

● 番

10アールあたりの賃借料1年6か月で●●円については、取扱基準があるのか。

事務局

双方で決めた金額です。

● 番

期間が短く中途半端なのはなぜか。

事務局

令和4年4月1日から令和6年3月31日までの2年契約で、すでに2名が利用しています。このお二人と期間満了日を揃えてほしいという要望が地権者からあったためです。

● 番

その期間が終わったらどうなるのか。

事務局

更新していくと思います。

議 長

その他質問、意見等ございませんか。

(質問、意見なし)

それでは、議案第18号、整理番号22について、賛成の農業委員の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員賛成でございますので、議案第18号、整理番号22は承認と決定します。

以上をもちまして、令和4年第10回総会を閉会いたします。